

ガス標準約款

令和2年10月1日実施

北海道電力株式会社

IV 使用および供給	
23 適正契約の保持	14
24 供給ガスの熱量, 圧力および燃焼性	14
25 使用場所への立入り	14
26 違 約 金	15
27 供給または使用の制限等	15
28 損害賠償および債務の履行の免責	16
V 契約の変更および終了	
29 需給契約の変更	18
30 名 義 の 変 更	18
31 需給契約の廃止	18
32 解 約 等	19
33 需給契約消滅後の債権債務関係等	20
VI ガス工事および工事費の負担	
34 ガ ス 工 事	21
35 工事負担金等相当額の申受け等	21
VII 保 安	
36 供給施設の保安責任	22
37 周知および調査義務	22
38 保安に対するお客さまの協力	23
39 お客さまの責任	23
40 供給施設等の検査	24
41 お客さまに関する情報の取扱い	25
附 則	26

載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 定 義

次の言葉は、この標準約款および契約要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 熱 量

摂氏0度および圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

(2) 標準熱量

(1)の熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

(3) 最低熱量

お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

(4) 圧 力

ガス栓の出口におけるガスの静圧力（すべてのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

(5) 最高圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(6) 最低圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(7) ガス工作物

ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。（(9)から(18)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。）

(8) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

(17) ガス栓

ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。

(18) メーターガス栓

ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

(19) 消費機器

ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

(20) ガス工事

供給施設の設置または変更の工事をいいます。

(21) 契約種別

契約要綱に定める契約の種別をいいます。

(22) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金率には消費税等相当額を含み、基準単価には消費税等相当額を含みません。

(23) 消費税率

消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(24) ガス料金

お客さまと当社とのガスの需給契約にもとづいて計算される料金をいいます。

(25) 電気料金

お客さまと当社との電気の需給契約にもとづいて計算される料金をいいます。

(26) 料金

ガス料金および電気料金を総称したものをいいます。

(27) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(28) 平均原料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均原料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめこの標準約款および契約要綱を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、引込地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、業種、用途、使用開始希望日、需要場所における消費機器、使用期間、ガス料金の支払方法および当社との電気需給契約の有無

- (2) (1)による需給契約の申込みについて、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。

なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ロ 需給契約の締結に必要な事項のうち、託送供給会社が託送供給のために必要とする事項について、当社が託送供給会社に提供すること。

ハ ガス事業法令に定める直近の消費機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当社が託送供給会社から提供を受けること。

ニ お客さま等の資産となる3(定義)(10)の境界線よりガス栓までの供給施設について、託送供給会社が工事を実施したものであること。ただし、託送供給会社が特別に認める場合はこの限りではありません。

- (3) 当該託送供給を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (4) お客さまは、ガスを新たに使用するためにガス工事を申し込む場合およびガス栓の増減、内管またはガスメーターの位置替え等供給施設の変更をしようとする場合は、託送供給会社が定めるガス工事約款を承諾のうえ、託送供給会社に申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ただし、託送供給会社との託送供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由

11 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、ガスの需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

って定めます。

17 ガス料金の算定

- (1) ガス料金は、次の場合を除き、ガス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 適用される契約種別等を変更したことにより、ガス料金に変更があった場合
 - ハ 検針期間の日数とその検針期間の始期となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) ガス料金は、需給契約ごとに当該契約種別のガス料金を適用して算定いたします。

18 日割計算

当社は、17（ガス料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、ガス料金を日割計算により算定いたします。

19 ガス料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまのガス料金の支払義務は、託送供給会社から受領した検針の結果にもとづき、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客さまのガス料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

 - イ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ロ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ハ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ホ その他の理由でお客さまに明らかにガス料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客さまに通知した場合
- (3) お客さまが(2)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。
 - イ お客さまが(2)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務

に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、ガス料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、ガス料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、ガス料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

(4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、ガス料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(5) ガス料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(6) 工事負担金等相当額その他についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

21 延滞利息

(1) お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、ガス料金を 20（ガス料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合によりガス料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、またはガス料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

なお、19（ガス料金の支払義務および支払期日）(2)イからホまでのいずれかに該当する場合の延滞利息算定上の支払期日は、19（ガス料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、19（ガス料金の支払義務および支払期日）(2)または(4)で定めた支払期日といたします。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となるガス料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金を支払われた直後に支払義務が発生するガス料金とあわせて支払っていただきます。

IV 使用および供給

23 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約がガスの使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

(1) 当社は、次に定める熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。

なお、燃焼性は、消費機器に対する適合性を示すもので、ガス事業法令によって決められるものです。

また、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	45	メガジュール
	最低熱量	43.5	メガジュール
圧力	最高圧力	2.5	キロパスカル
	最低圧力	1.0	キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	47	
	最低燃焼速度	35	
	最高ウォッベ指数	57.8	
	最低ウォッベ指数	52.7	
	ガスグループ	13A	
	燃焼性の類別（旧呼称）	13A	

(2) 当社は、(1)に定める最高圧力をこえるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

(3) (1)に定めるガスの熱量等および(2)により定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

25 使用場所への立入り

当社または託送供給会社は、次の作業のため必要な場合には、お客さまの承諾をえて、係員をお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。こ

- ハ お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合
 - ニ お客さまが、36（供給施設の保安責任）、38（保安に対するお客さまの協力）および39（お客さまの責任）の保安に係る託送供給会社への協力または責任に反した場合
- (2) 当社が(1)にかかわらずガスの供給の制限等をしない場合には、託送供給会社によりガスの供給の制限等をされることがあります。この場合、託送供給会社は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限等をする旨をお知らせすることがあります。
- (3) 託送供給会社は、次の場合には、ガスの供給の制限等をする場合があります。また、託送供給会社は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限等をする旨をお知らせすることがあります。
- イ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ロ ガス工作物に故障が生じた場合
 - ハ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理および取替等を含みます。）のためとくに必要がある場合
 - ニ 法令の規定による場合
 - ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合（38〔保安に対するお客さまの協力〕(4)の処置をとる場合を含みます。）
 - ト 保安上またはガスの安定供給上必要な場合（38〔保安に対するお客さまの協力〕(4)の処置をとる場合を含みます。）
 - チ その他託送供給会社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
- (4) 託送供給会社がガスの供給の制限等をしたことに対するお客さまからの問い合わせ等に対しては、当社が対応いたします。
- (5) 当社は、ガスの供給または使用の制限等にとまなうガス料金の減額は行ないません。

28 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合ならびに 27（供給または使用の制限等）(1)、(2)および(3)によってガスの供給の制限等をし、またはお客さまに使用の制限等をしていただいた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 32（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) ガス漏れその他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるもの

V 契約の変更および終了

29 需給契約の変更

- (1) お客さまがガスの需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たにガスの需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、適用を受ける契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日といたします。
- (2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

30 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでガスの供給を受けていたお客さまの当社に対するガスの使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電磁的方法、電話等により申し出ていただきます。

31 需給契約の廃止

- (1) お客さまが、この標準約款および契約要綱にもとづくガスの使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、32（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日

- (3) (1)によって、当社が需給契約を解約する場合には、当社は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行いません。

33 需給契約消滅後の債権債務関係等

- (1) 需給契約期間中のガス料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
- (2) お客さまは、託送供給会社が、需給契約の消滅後も、ガスメーター等、託送供給会社所有の供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾をえて、その場所に引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

Ⅶ 保 安

36 供給施設の保安責任

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、お客さまの資産となる3（定義）(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 託送供給会社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 託送供給会社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。

なお、託送供給会社は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (4) お客さまが託送供給会社の責めとならない理由により損害を受けたときは、託送供給会社は、賠償の責めを負いません。

37 周知および調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。
- (4) 当社は、需給契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知および調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責めを負いません。

額に消費税等相当額を加えたものといいたします。)はお客さまに負担していただきます。

- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。

ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

ハ 24 (供給ガスの熱量, 圧力および燃焼性) (1)に定める供給ガスに適合するものであること。

ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。

ホ 託送供給会社が認めた安全装置を備えるものであること。

- (5) お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第 62 条が定める次の事項を遵守するものといいたします。

イ 託送供給会社の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。

ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。

ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上とくに重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

40 供給施設等の検査

お客さまは次の事項を承諾するものといいたします。

- (1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料 (検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。)を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合を除きます。
- (2) お客さまは、託送供給会社に内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器および3.(定義) (15)に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料 (検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといいたします。)はお客さまに負担していただきます。

附 則

1 この標準約款の実施期日

この標準約款は、令和2年10月1日から実施いたします。

2 検針の結果を書面によりお知らせする場合の実費相当額等にかかわる取扱い

- (1) 16（使用量の算定）(2)に定める、検針の結果を書面によりお知らせする場合の実費相当額は、16（使用量の算定）(2)にかかわらず、当分の間、無料といたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) 20（ガス料金その他の支払方法）(2)に定める、請求書の発行に係る手数料等これとともない要する費用に相当する金額は、20（ガス料金その他の支払方法）(2)にかかわらず、当分の間、無料といたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

3 延滞利息の適用開始時期

21（延滞利息）は、令和3年2月3日以降に支払義務が発生するガス料金に適用するものとし、令和3年2月2日以前に支払義務が発生したガス料金には適用いたしません。ただし、令和3年1月の検針日の翌日から令和3年2月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合のガス料金は、令和3年2月3日以降に支払義務が発生するガス料金といたします。